

児育協第 2025 - K - 406 号

令和 7 年 5 月 1 日

企業主導型保育事業

保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会

理事長 鈴木 一光

令和 7 年度企業主導型保育施設に対する専門的労務監査の実施について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、企業主導型保育事業専門的労務監査基準に基づき、企業主導型保育施設の専門的労務監査を下記のとおり実施するので通知いたします。

記

○労務監査の実施方法は次のような手順になります。

- (1) 監査対象となる助成施設に対し、再委託事業者から概ね実施 1 か月前を目途に通知書を发出します。
- (2) 監査対象施設は、労務監査実施日 21 日前までに労務監査確認書類一覧表（兼自主点検表）及び同一一覧表において「事前に提出する必要がある書類」に指定されている書類を委託事業者に提出（必着）してください（提出方法については実施通知の際に通知します）。
- (3) 監査日当日、労務監査員（2 名以上）が監査対象施設を訪問し、施設長等に対して関係書類に基づき聞き取り調査を行い、最後に講評します。
- (4) 労務監査担当者は、当協会発行の携行証を持参しておりますので、必要な場合は、ご確認ください。

○関係書類の掲載について

労務監査に必要な次の関係書類を協会ポータルサイトに掲載しましたのでご確認の上、必要な準備をお願いいたします。

- ・企業主導型保育事業専門的労務監査基準
- ・専門的労務監査評価基準
- ・労務監査確認書類一覧表（兼自主点検表）

○専門的労務監査の協力について

企業主導型保育事業専門的労務監査基準 第2の基本方針に「事業実施者は協会及び再委託機関が行う専門的労務監査に積極的に協力しなければならない。」同基準第3の専門的労務監査の実施に「事業実施者は協会から専門的労務監査の対象となった旨の連絡を受けた場合には、当該監査の実施を拒否することはできない。」との記載がありますので、専門的労務監査へのご協力をお願いいたします。

同じく第3の専門的労務監査の実施に「必要に応じて、保育従事者やその他職員等からも事情を聴取するものとする。」との記載がありますので、個別のヒアリングの実施の際には、ご配慮いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

以上